

**練馬区立光が丘第四保育園運営業務  
委託業者選定に係る措置請求監査結果  
(その2)**

(平成20年2月)

**練馬区監査委員**

## 第 1 請求の受付

### 1 請求人

練馬区 A

### 2 請求書の提出

平成 19 年 12 月 20 日

### 3 請求の内容

請求人が提出した「練馬区職員措置請求書」(別紙)による主張事実の要旨および措置請求は、つぎのとおりである。

#### (1) 主張事実の要旨

ア 練馬区立光が丘第四保育園運營業務委託プロポーザル募集要領(案)には、本件委託契約が、3年間の長期継続契約であることが明記されている。

イ 本件委託契約は、契約金額が1園あたり年額2億円を超える大型契約である。練馬区の長期継続契約は、平成19年4月1日契約分で30件が対象となっているが、それらのうち最高額のものでも年額3,000万円強である。保育園の運營業務委託契約は、突出した契約額となる。平成28年度までに計20の区立保育園を民間委託すると、将来的には、年間40億円にのぼる巨額の契約となる。本来であれば、規則本則に列記すべきものである。

ウ 本件契約は、練馬区財政にとっても施設で保育を受ける子どもたちやその保護者らにとっても極めて重大な意味を持つ。

エ 練馬区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成18年12月条例第74号、以下「条例」という。))2条2項および同施行規則2条2項5号の規定を適用するのであれば、区長が「適当」と判断する根拠、基準が明示され、かつ議会に対して報告がなされるべきであるが、いずれもなされていない。公金支出の適正な運用という観点から、著しく適性を欠く。

オ 保育園運營業務に長期継続契約を適用するにあたっては、全ての委託園で適用するのかどうかなど6項目が最低限明確にされていないところ、いずれも明らかにされていない。

カ 本件委託業務に長期継続契約を適用する理由として「保育の安定性と継続性を確保することが極めて重要」としているが、長期継続契約の本来の趣旨と異なる。

キ 長期継続契約の制度では、一定期間ごとの契約見直しが期待されており、受託事業者はそのたびごとに他社との激しい競争に晒される。単年度の随意契約更新で継続されている他の保育園運営業務委託契約に比べても、受託業者を著しく不安定な状態に置く結果となり、所期の目的から大きく外れる。

ク 長期継続契約を締結しようとする時は、経理用地課長に事前に協議するものと定められているが、いまだ経理用地課との事前協議の段階にとどまっており、区長の決裁を得られていない。つまり現時点では、長期継続契約を締結できる「区長が適当と認めた契約」とは認められない。区長による決裁を得られない可能性を残したまま、長期継続契約を前提に本件公募を行うのは、明らかに手続きの不備であり、地方自治法（昭和22年法律第67号、以下「法」という。）234条の3および同条例の規定に反し違法である。

ケ 本件公募は平成19年12月21日に予定されており、地方自治法242条1項規定の「違法・不当な公金の支出、契約の締結が相当の確実さをもって予測される場合」に該当する。

## (2) 措置請求

ア 平成19年12月21日に予定される光が丘第四保育園の運営業務委託事業者募集の手続きを中止し、

イ 公募に係る費用相当額の支出一切を未然に防止する措置を練馬区長に求める。

## 4 要件審査

本件請求は、法第242条第1項に定める法定要件を具備しているものと認め、これを受理した。

なお、措置請求のうち、上記(2)アについては、当該契約の準備行為であると判断できるので監査の対象とした。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象事項

請求の要旨から、つぎのとおりとした。

「相当の確実さをもって予測される光が丘第四保育園運営業務委託事業者募集に係る契約の締結に違法な点があるか。」を監査対象事項とした。

なお、募集要領によると、長期継続契約の適用対象となる期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの3年間であるが、区は事業者の公募に際して、事業者選定に係る募集要領の決定文書により長期継続契約の適用について具体的に明示してお

り、なおかつ、保護者等への説明会や議会での陳情の審査や常任委員会への報告においてもその旨の説明を行っている。したがって、当該契約については、相当の確実さをもって行われると予想されるものと判断した。

## 2 監査対象課

健康福祉事業本部児童青少年部計画調整担当課（以下「計画調整課」という。）および総務部経理用地課（以下、「経理用地課」という。）を監査対象課とした。

## 3 監査対象課からの事情聴取等

監査対象課から関係書類の提出を求めるとともに、本件について事情聴取を行った。

## 4 請求人の証拠の提出および陳述

請求人から提出された措置請求書において、法第 242 条第 6 項の規定に基づく証拠の提出および陳述の機会については希望しないとの記載があり、意思が確認できたのでこれを設けなかった。

# 第 3 監査の結果

監査の結果、合議により本件措置請求の主張には理由がなく、措置請求は認めることはできないとの結論に至った。

以下、事実関係の確認、監査対象課に対する調査の結果および判断の理由を述べる。

## 1 事実関係の確認

### (1) 長期継続契約制度について

#### ア 地方自治法第 234 条の 3 の規定について

法 234 条の 3 の規定において、「普通地方公共団体は、第 214 条の規定にかかわらず、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給若しくは電気通信役務の提供を受ける契約又は不動産を借りる契約その他政令で定める契約を締結することができる。この場合においては、各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」とされている。

地方公共団体の会計年度は、法に基づき、原則、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとされており、区における契約も、この原則に基づいて一般的に年度内を期限とする契約となるが、長期継続契約は、この例外として年度を超える期間の契約を締結できる制度である。

この長期継続契約を締結することができる契約については、従来、各年度の予算の範囲における電気やガスの供給といっ

たものに限られていたが、平成 16 年 11 月の法改正により、一定条件のもと、新たな長期継続契約の対象を条例で定めることができるようになった。

イ 地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第 167 条の 17 の規定について

施行令第 167 条の 17 の規定においては、「地方自治法第 234 条の 3 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。」とされている。

ウ 条例および「練馬区長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則」（平成 18 年 12 月練馬区規則第 133 号、以下「規則」という。）の規定について

法および施行令に基づき、条例が制定されている。

条例第 2 条の規定において、「政令第 167 条の 17 の規定に基づく長期継続契約を締結することができる契約は、物品を借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、つぎの各号に該当するものとする。」として、「(1)電子計算機を借り入れる契約その他の商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であると認められる契約のうち練馬区規則（以下「規則」という。）で定めるもの」および「(2)庁舎等の設備保守に係る契約その他の翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約のうち規則で定めるもの」と定められている。

また、規則第 2 条第 1 項において「条例第 2 条第 1 号に規定する規則で定める契約は、つぎに掲げる契約とする。」として、「(1)電子計算機、事務用機器および業務用機器の借入れに関する契約 (2)自動車の借入れに関する契約 (3)前 2 号のほか、区長が適当と認めた契約」が定められ、同条第 2 項において、「条例第 2 条第 2 号に規定する規則で定める契約は、つぎに掲げる契約とする。」として、「(1)電子計算機、事務用機器および業務用機器の保守に関する契約 (2)電子計算機処理に係るプログラムの保守および運用に関する契約 (3)庁舎の電気暖冷房等設備保守および通信施設保守に関する契約 (4)機械警備に関する契約 (5)前各号のほか、区長が適当と認めた契約」と定められている。また、契約期間については、規則第

3条の規定において、「長期継続契約の契約期間は、5年以内とする。ただし、区長が必要と認めたものは、その上限を超えて契約期間を定めることができる。」としている。

エ 練馬区長期継続契約運用方針(平成19年1月16日付け総務部経理用地課、以下「運用方針」という。)について

規則第2条の規定により締結できる契約について指針を定めたものである。その中で、規則第2条第1項および第2項にかかる、「区長が適当と認めた契約」に係る方針として、「(3) その他 役務の提供を受ける契約で、契約の適正な履行のため資機材の調達、労働力および教育訓練期間の確保など契約の相手方の準備期間を確保する必要がある業務の委託に関する契約」と定めている。また、この契約期間については、「(3)については原則として3年以内とする。ただし、やむを得ずこれらの契約期間を超える必要があるときは、事前に経理用地課長と協議のうえ契約期間を設定するものとする。」としている。

(2) 練馬区立光が丘第四保育園運営業務委託プロポーザル募集要領について

平成19年12月5日付けで「練馬区立光が丘第四保育園運営業務委託プロポーザル募集要領(案)の制定について」が決定され、その後、平成19年12月20日付けで「練馬区立光が丘第四保育園運営業務委託プロポーザル募集要領(以下「募集要領」という。)の制定について」が決定されている。

募集要領は、平成21年4月から運営業務を委託する光が丘第四保育園の受託事業者を募集するための募集要領を策定する文書であり、経理用地課長の協議を経て決定しているものである。

募集要領の内容によると、プロポーザルの趣旨として、平成21年度から8か年で合計16園の既設区立保育園の運営業務委託を計画し、受託事業者を募集すること。受託事業者の選定にあたっては、現行の光が丘第四保育園の保育水準を低下させることなく継承していくこと。円滑な引継ぎが最も重要な事項であること。保育計画および指導計画に基づき、「安全の確保」等十分検討の上での応募を望むこと等が明記されているほか、委託内容や職員配置、認可保育所運営業務事業への参加理由、現在運営している認可保育園に関する資料などについて記載されていた。

また、委託の期間について、準備委託期間は平成20年4月1日から平成21年3月31日まで、運営業務委託期間は平成21

年4月1日から平成24年3月31日までとしている。

委託の内容については、保育園の運營業務としており、保育所保育指針(平成11年10月29日付け児発第799号厚生省児童家庭局長通知)に基づくことおよび当該指針の改定の動向に留意することのほか、「安全の確保」「健康の保持」および「衛生の保持」などへの細心の注意、「練馬区立保育園の保育水準」(平成16年9月1日付)に準拠することが記載されている。そのほか、障害児保育、練馬区職員の関与、調理業務、引継ぎ業務(準備委託)および職員数等について記載されている。

### (3) 経理用地課長にかかる契約事務について

区長が行う契約は、契約事務規則の規定に基づき、1件当たりの予定価格の多寡により、所管の課長等に委任して行わせる主管課長契約(委託契約の場合、1件予定価格500,000円以下)と経理用地課長が行う区長契約の2種類がある。

経理用地課長が区長契約を締結するに当たっては、他の特別な規定を除いて「練馬区長が処理する契約事務の補助執行に関する規程」(昭和48年12月訓令甲第20号)第2条の別表(以下、「規程別表」という。)に定められた補助執行金額に基づき、決定権者の決定を得ることになる。

規程別表によると委託契約等の場合、1件予定価格に対する補助執行金額は、副区長が3,000万円未満、総務部長が2,500万円未満、経理用地課長が2,000万円未満とされている。なお、区長は、3,000万円以上の決定を行うこととなる。決定権者が区長、副区長および総務部長の場合であっても、この区長契約に係る補助執行に関する事務処理については、経理用地課長が手続きを行うこととなる。

区長契約における補助執行の具体的な手順は、つぎのとおりである。

1件当たりの予定価格が区長から委任された主管課長契約金額を超える場合、主管課長は、経理用地課長に対して、契約締結請求を行うため、契約締結請求書等を提出する。経理用地課長は、主管課長から提出された契約締結請求書等について確認のうえ、提出された書類に基づいて、経理用地課長としての契約締結事務手続きを行うとされている。

契約締結には、一般競争入札、指名競争入札および随意契約の3つの方法があり、これらのうちから、契約締結請求の内容に最も適し、さらに公平かつ公正な契約ができる方法を採用し

て契約事務を行うこととなる。

## 2 監査対象課の見解

本件措置請求に関する監査対象課の見解は、つぎのとおりである。

### (1) 総務部経理用地課の見解

「練馬区立光が丘第四保育園業務委託事業者選定に係る措置請求その2

請求内容に関する見解

1 本請求における、長期継続契約の取り扱いについて述べる前に、地方公共団体における契約制度について説明する。

区が締結する契約は、地方公共団体が行う民法上の契約行為として位置付けられ、地方自治法等の法令に定めるもののほかは、私法の適用を受けて行われている。

地方自治法第234条第1項では、契約締結は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることとされている。また、同条第2項に、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるものとされている。(別紙1)

2 近年、本区が発注する案件において、高度な専門性を必要とするものなど、価格のみによる競争では不十分な案件、または馴染まない案件が増加してきている。このため、総務部経理用地課においては、「プロポーザルによる業者選定実施方針」を定め、平成19年9月から運用を開始している。さらに、この実施方針と同時に「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」を定め、選定経過の公正性、透明性および客観性を確保している。(別紙9～11)

実際の契約は、このプロポーザル方式により選定された業者と締結することになるが、1に記載した地方自治法第234条第1項に掲げられた契約方法の区分では随意契約に位置付けられる。

3 今回措置請求がなされた光が丘第四保育園業務委託事業者選定についても、2の方法によるプロポーザル方式により業者を選定するものである。

また、保育園業務委託業者を随意契約により選定することの地方自治法上の根拠は、同法施行令第167条の2第1項第2号に規定された「不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるた

め必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。」の条項に基づいている。

(別紙 2)

なお、「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」の条項の運用解釈には、随意契約の締結を許容した最高裁判例(昭和 62 年 3 月 20 日判決)がある。(別紙 13)

- 4 上記 1、2 および 3 に基づいて、随意契約を行うこととして  
いるところであるが、長期継続契約について説明する。

長期継続契約は、地方自治法第 234 条の 3 に規定されており、平成 16 年に公布された改正地方自治法により、改正前には電気、ガス、水の供給、電気通信役務の提供、不動産借用の契約にのみ限定されていた複数年度にわたる契約の対象が拡大された。拡大されたものは、改正同法の規定では「その他政令で定める契約」となっており、同法施行令第 167 条の 17 の規定により「その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるもの」とされている。(別紙 1 および 2)

なお、平成 16 年 11 月 10 日付けの、総務省自治行政局長通知によれば、施行令第 167 条の 17 に規定した契約に該当するものとして、「商慣習上複数年にわたり契約を締結することが一般的であるもの、毎年 4 月 1 日から役務の提供を受ける必要があるもの等に係る契約が対象となるものであることとされ、例えば、OA 機器を借り入れるための契約、庁舎管理業務委託等が想定される」と記されており、単なる機器のリース契約のみならず、管理業務等の人的サービス契約も含まれている。また、「契約の締結にあたっては、更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者との契約を締結する必要性にかんがみ、定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべき」とも記載されている。

(別紙 3)

- 5 この改正地方自治法および同法施行令に基づき、区では平成 18 年第四回定例区議会に長期継続契約に関する条例案を提出し、議決を受け、同条例施行規則、運用方針を定め、平成 19 年度から適用している。平成 19 年 4 月 1 日付けの契約で、長

期継続契約を行ったものは30件であり、4にある人的サービスも対象としている。

(別紙14)

6 本請求に述べられている長期継続契約の対象案件として、保育園の運営業務委託が年額2億円の大型契約であるため規則本則に列記すべきものとの指摘があるが、地方自治法施行令第121条の2の規定により、予定価格の多寡にかかわらず従来から委託契約の締結には議会の議決を要件としていない。長期継続契約においてもこの取扱いは同様である。

また、長期継続契約においては、翌年度以降の予算の当該金額について減額又は削除があつた場合の契約解除を条件として締結しており、翌年度以降の経費の債務負担行為の議決を経る必要はないこととされている。(昭和40年9月1日行政実例)

7 区の長期継続契約条例には「その他の翌年度以降にわたり経常的かつ継続的に役務の提供を受ける必要があると認められる契約のうち規則で定めるもの」とし、同条例施行規則に「区長が適当と認めた契約」と定められている。(別紙6および7) 条例は、区が行政を執行するにあたっての根幹となるものではあるが、内容のすべてを明記することもまた困難であり、必要な事項を別に定める委任の条項を設けることは通例である。さらに、6にも記載したとおり、委託契約の締結に当たっては、議会の議決を要件としておらず、翌年度以降の予算の議決を条件として、長の責任において締結されるものである。

8 長期継続契約の対象は、毎年度継続的に役務の提供を受ける必要があるものとされており、区ではこれを経常的かつ継続的、契約の適正な履行のため労働力および教育訓練期間の確保など契約の相手方の準備期間を確保する必要がある業務と位置付けている。(別紙8)

保育園運営業務委託はこれらの条件に適合しており、長期継続契約の対象となるものと考えている。ただし、対象となることと実際に契約締結請求をするか否かの判断は別に行うものであることを申し添える。

9 4に記載した総務省自治行政局長通知に、長期継続契約は、「更なる経費の削減やより良質なサービスを提供する者との契約を締結する必要性にかんがみ定期的に契約の相手方を見直す必要がある」とされている。

そこで区では条例施行規則に契約期間を5年以内と定め、運用方針ではさらに、「役務の提供を受ける契約で、契約の適正な履行のため資機材の調達、労働力および教育訓練期間の確保など契約の相手方の準備期間を確保する必要がある業務の委託に関する契約」については原則3年以内とする旨規定している。

保育園運營業務委託を長期継続契約とした場合、運用方針に定めた3年以内の契約期間を適用することとなる。以後の契約は、改めて業者選定し契約締結を行うことになるが、その際には受託していた業者が参入することを妨げるものではなく、保育園運營業務という業務の特性を踏まえると、価格競争のみで業者選定を行うことは適当でなく、サービス内容等を総合的に勘案して行うことになるものと考ええる。

従って、提供されるサービスの質を含めた競争となるもので、競争によってサービスの向上が図られることは望ましいことであると考ええる。

- 10 契約所管課での決裁を待たずに公募を行おうとしているとの請求であるが、実際に契約の相手方と長期継続契約を締結するのは、平成21年度以降の契約分からである。現時点で長期継続契約を視野に入れて公募を行うとしても、平成20年度は準備委託として、プロポーザル方式により選定した業者と随意契約を締結することのみである。

平成21年度以降の長期継続契約の締結は、改めて所管課が当課と協議を行い、長期継続契約に関する条例、同条例施行規則および運用方針に基づいて、締結するものであり、現時点での事務執行は適正に行われているものと考ええる。

また、運營業務委託を行うこと自体は、区の方針として既に決定されており、今回決定が必要なことはプロポーザル方式により業者選定を行うことのみであるが、これについても、所管課が起案したプロポーザル募集要領の意思決定に際して当課への協議がなされており、手続き上問題はないものと考ええる。」  
(原文のまま、なお、添付された別紙については省略した。)

## (2) 計画調整課の見解

「請求者Aによる練馬区職員措置請求(練馬区立光が丘第四保育園に関するもの)に対する計画調整担当課の見解等

請求理由に対する計画調整担当課の反論・見解

- (1) 本件委託契約の重要性との主張に対して。

練馬区立光が丘第四保育園運営業務委託プロポーザル募集要領は、光が丘第四保育園の運営業務を、平成 21 年度から民間事業者へ委託するに当たり、価格のみによる競争には馴染まない案件であり、毎年度継続的に役務の提供を受ける必要があるものとして、保育の安定性と継続性を確保することが極めて重要であることから、契約期間を平成 21 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日の 3 年間とする長期継続契約として事業者を募集するものである。

既設保育園の運営業務の民間委託は、平成 17 年 12 月に光が丘第八保育園で、平成 18 年 4 月に向山保育園と石神井町つつじ保育園で実施しており、1 園あたり年額 2 億円を超える単年度の大型契約は既に行われているところである。

(2) 問題点(2)必要事項の未整備との主張に対して。

6 項目が最低限明確にされていなければならないという主張はプロポーザル募集の現時点で明らかにされている必要性はないと考える。

仮に必要だとした場合には、平成 21 年度以降運営業務の民間委託を実施する保育園においては、プロポーザル方式による 3 年間の長期継続契約を適用するものと考えており、契約更新の年限は、基本的には 3 年を想定しており、更新のルールは、改めて業者選定し契約締結を行うことになると考えている。

また、継続期間中には、指定管理者制度に準じたモニタリングや第三者評価を実施し、保育園に求められるサービスが適切に提供されているかを確認・検証し、必要なサービス水準を確保していく。

学童クラブ事業など同種の事業への適用については、実施時期に改めて所管部が判断することになると考えている。

(3) 問題点(3)適用の根拠の非現実性との主張に対して。

既設の委託実施園においては、初年度の委託契約締結時にプロポーザル方式により事業者を選定し、単年度の委託契約を締結し、翌年度以降随意契約で更新しており、受託事業者からは、契約期間を複数年にできないかとの要望もある。

平成 19 年度から、練馬区においても長期継続契約の対象案件として毎年度継続的に役務の提供を受ける必要があるものが対象となったことから、今後の保育園運営業務の委託から適用することとしたものである。

定期的に契約の相手方を見直す機会を確保することと、保育

の安定性と継続性を確保することが極めて重要なことから、事業者に対して安定的な事業運営および職員の育成を行うとともに、将来を見据えた保育サービスの充実に努めることを求めることと、相反するものではなく、受託事業者をむしろ著しく不安定な状態に置く結果となるとの主張は当たらない。

- (4) 問題点(4)契約所管での決裁を待たずに公募に入ろうとしている事実との主張に対して。

請求者が主張する本件契約は、平成21年2月～3月頃に事業者と結ぶことになるものであり、現時点で区長の決裁を得なければならないものではない。

「練馬区立光が丘第四保育園運営業務委託プロポーザル募集要領(案)の制定について」(平成19年12月5日事業本部長決定)の起案は、12月7日(金)、9日(日)に開催した光が丘第四保育園の保護者に対する説明会で説明し、保護者の意見を聞いた上で若干の修正を行う前提としていたもので、「練馬区立光が丘第四保育園運営業務委託プロポーザル募集要領の制定について」(平成19年12月20日事業本部長決定)の決裁の際に、経理用地課長に対して協議しており、事前協議の段階にとどまっているとの主張は当たらない。」

(原文のまま)

### 3 判断

以上の事実関係の確認および監査対象課からの事情聴取等に基づき、本件についてつぎのとおり判断する。

- (1) 請求人は、「契約金額が1園あたり年額2億円を超える契約である。(中略)保育園の運営業務委託契約は、突出した契約額となる。本来であれば、規則本則に列記すべきものである。」と主張している。

さらに、「条例2条2項および同施行規則2条2項5号の規定を適用するのであれば、区長が「適当」と判断する根拠、基準が明示され、かつ議会に対して報告がなされるべきであるが、(中略)公金支出の適正な運用という観点から、著しく適性を欠く。」と主張している。

しかしながら、条例、規則等においては契約金額に関する制限が定められていない。したがって、仮に、その契約金額が年額2億円を超えるとしても、長期継続契約を適用することによって違法は生じない。

つぎに、基準が明示され、かつ議会に対して報告がなされるべ

きとの主張については、条例や規則の制定の技術上に関する問題あるいは行政の立法意思に係る問題であり、いずれも監査になじまない。議会への報告の是非についても同様である。

また、請求人の「長期継続契約の適用に際して、全ての委託園で適用するのかどうかなど6項目が最低限明確にされていなければならない。」との主張は、行政の実体的な運用に係る主張であり、監査になじまないものといえる。したがって、当該主張については、請求人の見解の表明であると考えざるべきではない。

- (2) 請求人は、「長期継続契約を適用する理由として『保育の安定性と継続性を確保することが極めて重要』としているが、長期継続契約の本来の趣旨と異なる」あるいは、「長期継続契約の制度では、一定期間ごとの契約見直しが期待されており、受託事業者はそのたびごとに他社との激しい競争に晒される。単年度の随意契約更新で継続されている他の保育園運営業務委託契約に比べても、受託業者を著しく不安定な状態に置く結果となり、所期の目的から大きく外れる。」と主張している。

長期継続契約は、その制定の経過を見ると、法改正の際に従来の制限列挙方式を改め、条例により地方自治体の自主的な判断で適用対象を定めることができる仕組みに改正されていることから明らかなように、多様化する契約形態に機動的に対応できる制度として制定されたものである。したがって、その意義は、債務負担行為で予算に定める手続きを不要とし、毎会計年度更新を繰り返さずに長期にわたって契約を締結することが競争性を確保しながら合理性・効率性を追求する点にあるといえる。

また、このような契約のあり方は単年度ではなく3年間の間、継続して保育園の運営を行うことができることから、人材の確保を含めて事業運営の安定を図ることができ、そのことが保育業務の安定性の確保に寄与するものと考えられる。

その結果、事業者が安定的な事業運営および職員の育成を行うとともに、将来を見据えた保育サービスの充実に努めることが可能となる。

したがって、請求人の主張する「長期継続契約の本来の趣旨」が何をさすか明らかでないが、保育の安定性や継続性を確保するうえでは有意義であると判断できる。

また、請求人は、「長期継続契約の制度では、一定期間ごとの契約見直しが期待されており、受託事業者はそのたびごとに他社との激しい競争に晒される。」としているが、単年度契約に比べて長

期継続契約においては、「他社との激しい競争」の回数は減少することとなり、より受託した事業に専念できる環境におかれることになるものといえる。

よって、「単年度の随意契約更新で継続されている他の保育園運営業務委託契約に比べても、受託業者を著しく不安定な状態に置く結果となり、所期の目的から大きく外れる。」との主張は、長期継続契約の有する意義と異なるといえる。むしろ、単年度契約による不安定さと比べれば、長期継続契約のほうがより安定性や継続性に優れていることは、本契約制度の本質的なメリットといえる。したがって、請求人の主張を認めることはできない。

- (3) 請求人は、「区長による決裁を得られない可能性を残したまま、長期継続契約を前提に本件公募を行うのは、明らかに手続きの不備であり、地方自治法 234 条の 3 および同条例の規定に反し違法である。」と主張しているので、この点について判断する。

募集要項に係る意思決定については、平成 19 年 12 月 20 日付けで「募集要領の制定について」により決定されている。事実関係の確認(2)によれば、保育園の運営業務委託に係る運営業務委託期間について、平成 21 年 4 月から平成 24 年 3 月までの間としており、3 年間の契約期間であることがわかる。したがって、当該期間にかかる契約については、長期継続契約であると判断できる。

また、施行令第 167 条の 17 の規定により、「地方自治法第 234 条の 3 に規定する政令で定める契約は、翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼすようなもののうち、条例で定めるものとする。」とされているように、長期継続契約の適用対象については、地方公共団体の自主的な判断でその条例により内容を決定することができるものである。

ところで、事実関係の確認(1)で確認したとおり、条例においては、物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約において採用できる契約方式として長期継続契約を定めている。また、規則第 2 条第 2 項においては、役務の提供を受ける契約として、保守に関する契約や機械警備に関する契約をあげているほか同条同項第 5 号において、「前各号のほか、区長が適当と認めた契約」としてあるところであり、本件請求に係る長期継続契約については、同号に該当する契約である。

また、経理用地課長の説明によれば、運用方針においては、「区

長が適当と認めた契約」に係る指針として、「(3)その他 役務の提供を受ける契約で、契約の適正な履行のため資機材の調達、労働力および教育訓練期間の確保など契約の相手方の準備期間を確保する必要がある業務の委託に関する契約」としている。

したがって、専門知識や技術に基づいて役務を提供する人的サービスに関する業務についても長期継続契約の適用が認められると判断できる。

経理用地課の見解においても、この「区長が適当と認めた契約」に関する考え方として、「経常的かつ継続的、契約の適正な履行のため労働力および教育訓練期間の確保など契約の相手方の準備期間を確保する必要がある業務と位置付けている。」としており、「保育園運営業務委託はこれらの条件に適合しており、長期継続契約の対象となるもの」としている。その判断に逸脱はなく、年度を越えて日常的・継続的・反復的な業務に係る契約という長期継続契約の意義の観点からみても、その適用範囲を逸脱しているとはいえない。

- (4) また、区長契約に関する経理用地課長の役割は、事実関係の確認(3)で確認したとおり、規程別表に定められた補助執行決定権者に係らず全ての場合、経理用地課長がその事務処理を行うこととなる。

募集要領によると、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの期間の光が丘第四保育園運営業務委託事業者の選定は、プロポーザル方式で実施するとされている。この場合、経理用地課長は、計画調整課長が選定した受託事業者と契約に関する事務を行うこととなる。

ところで、募集要領の決定に際して、経理用地課長への協議が行われ決定関与がなされていることは、事実関係の確認(2)のとおりである。この決定関与において、経理用地課長は、募集要領に記載された契約期間を含めて光が丘第四保育園の運営業務委託に係る事業者募集の決定に関与しているので、長期継続契約の妥当性について、上記(3)のとおり、実体上審査し確認していることになる。

もちろん、保育園運営業務委託に係る長期継続契約そのものの締結の決定等については、今後行われるが、その決定に際しては、当然に長期継続契約の適否の判断を含めて決定がなされるものであるといえる。

また、今後、支出負担行為額が確定し長期継続契約の締結が行

われる際には、契約案件の所管である経理用地課長においては、これらの経過を踏まえた、事務手続きが行われると思われる。よって、請求人の主張するように「区長による決裁を得られない可能性」はないものと判断できる。

以上により、本件契約については違法性がなく、かつ財務会計上の損害が発生しておらず、また発生する可能性もない。

したがって、本件請求に係る長期継続契約が違法・不当であるとして、「公募に係る費用相当額の支出一切を未然に防止する措置を練馬区長に求める。」との請求人の主張には十分な論拠がないので、請求を棄却するのが相当であると判断する。